

令和7年度「都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修」
令和7年度「都道府県・政令指定都市日本語教育担当課長連絡会議」

地域日本語教育と日本語教育機関認定法に関する 各種制度の進捗状況

令和8年2月27日（金）
文部科学省総合教育政策局日本語教育課



文部科学省

MEXT

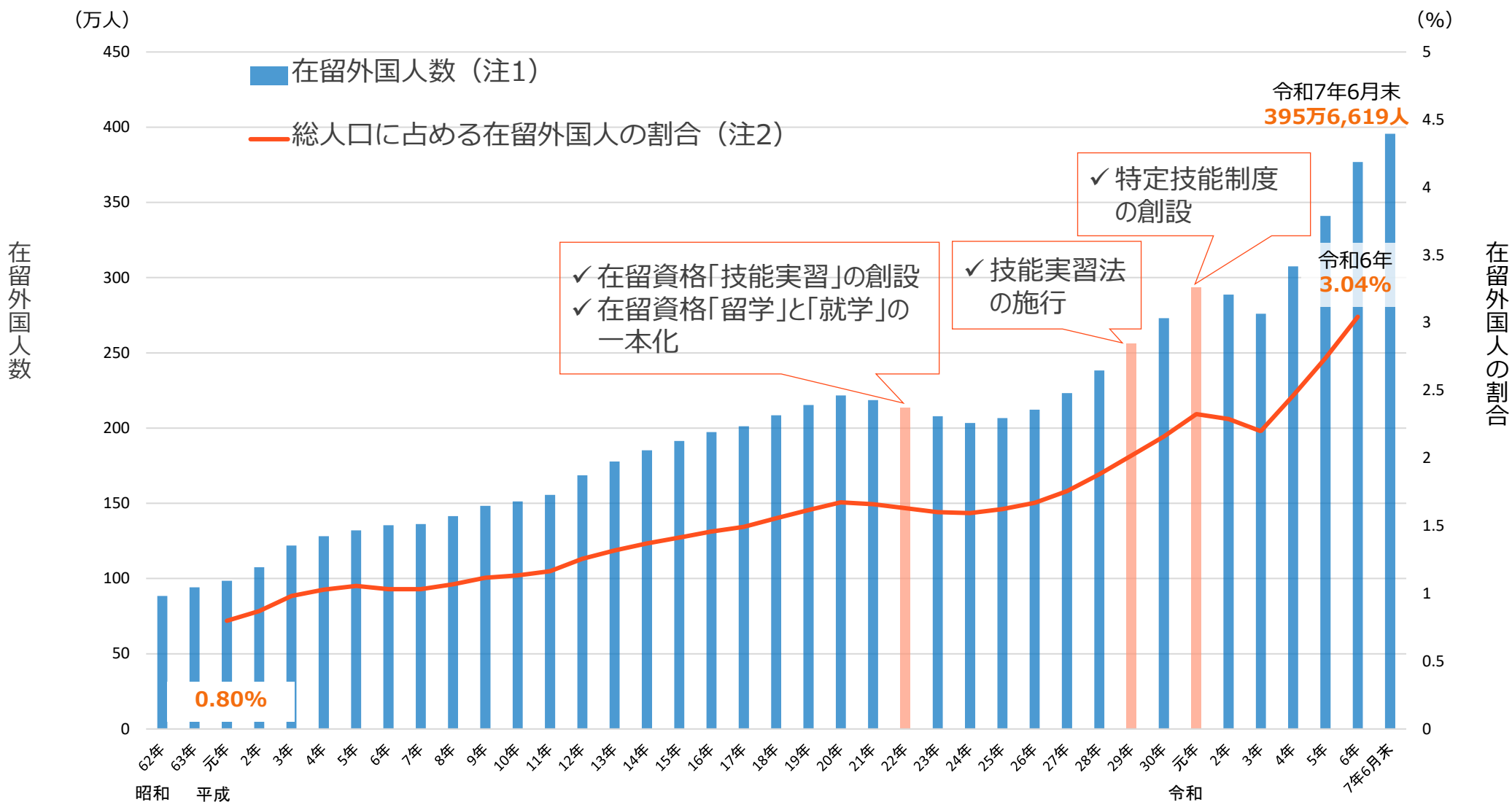
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

- 1 日本語教育の推進
- 2 日本語教育の関連制度
- 3 日本語教育予算額案等



1 日本語教育の推進

在留外国人数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

(注2) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。



文部科学省

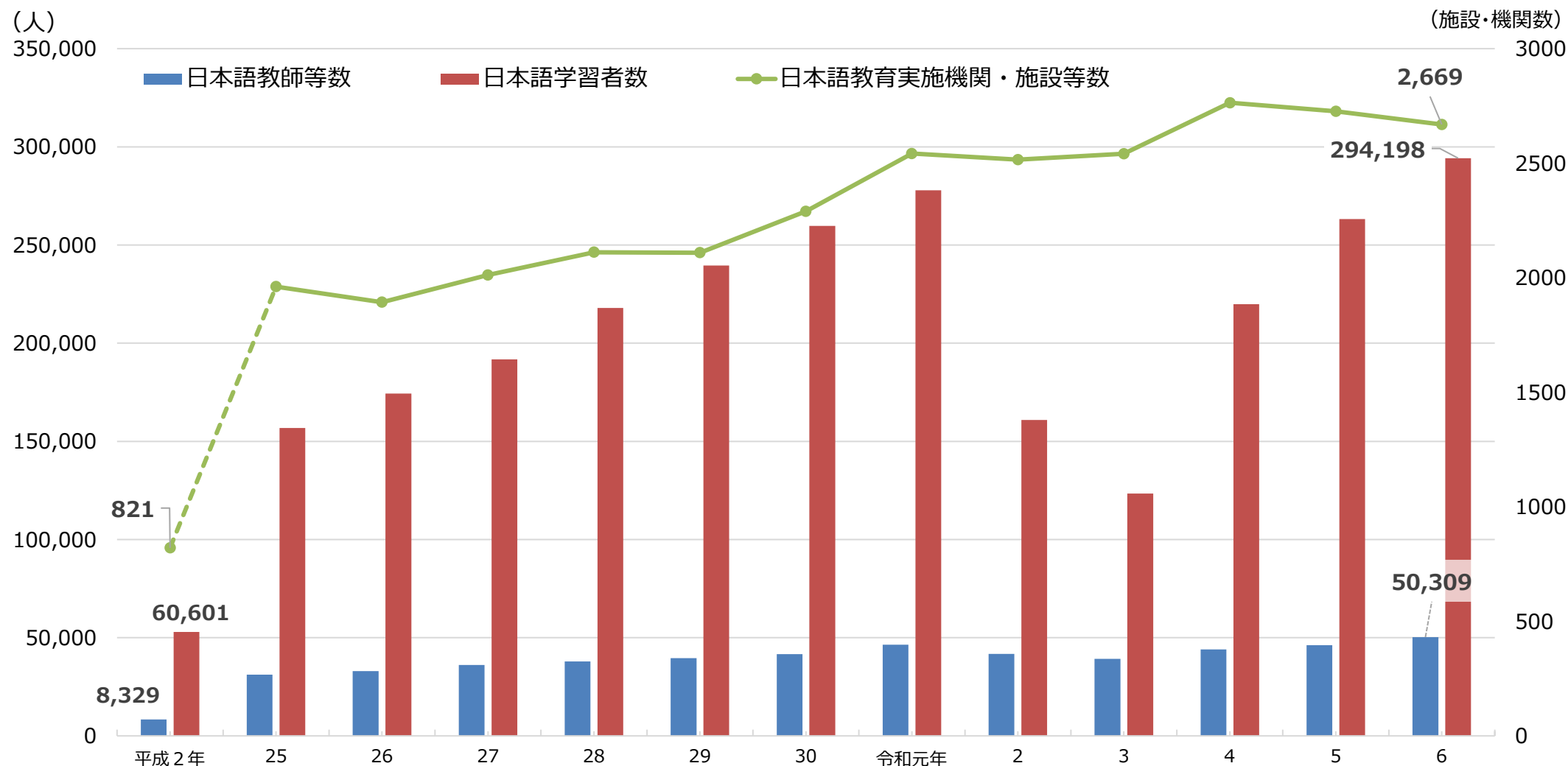
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師等数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和6年：29万人)
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和6年：2,669機関)
- ▶日本語教師等数 (平成2年：8,329人 → 令和6年：50,309人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。【令和6年度：回収率56.2%】

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

・国の責務

・連携の強化

・地方公共団体の責務

・法制上、財政上の措置等

・事業主の責務

・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。

・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的**
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務**
 - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
 - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務**
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化**

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充**
 - （1）国内における日本語教育の機会の拡充**
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育
（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - （2）海外における日本語教育の充実**
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育
（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進**
- 3 日本語教育の水準の維持向上等**
 - （1）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上**
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等
 - （2）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等**
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等**
「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等
- 5 日本語能力の評価**
試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供**

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制**
- 2 基本方針の見直し**
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組 1

出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（J E S T A）の導入 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○ <u>日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設</u> 、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○ <u>来日前・来日後の日本語教育の充実</u> （大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○ <u>日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上</u>
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| R9以降 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・情報発信・相談体制の強化 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |

外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

(令和8年1月23日 抜粋)

Ⅱ. 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて（４）秩序ある地域社会の実現に向けた受入れ環境整備

i 現状と問題点

- ・ 国民の安全・安心を確保するためにも、外国人の受入れに当たっての環境整備が不可欠となっている。この点、外国人の受入れを巡っては、地方公共団体における負担増加も指摘されており、こうした負担への対策や国と地方公共団体、そして受入れ機関との役割分担の検討も課題となっている。
- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語をはじめ、日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。
- ・ 他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するためのインセンティブが欠如していることが問題となっている。

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容（取組）を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的に実施すること等を考慮する。その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討する。その上で、日本語や我が国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備、外国人の受入れによって裨益する受入れ機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する。

Ⅱ. 外国人との秩序ある共生社会実現のための取組

2 外国人制度の適正化等について (1) 日本語教育の充実

ウ 大人（生活者）に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 日本語教育機関の教育の質を担保する仕組みが必要である等の指摘を踏まえ令和6年度から創設された日本語教育機関認定制度の実施等を通じ、我が国における日本語教育の質の向上を図る。

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据え、日本語教育環境を整備する。
- ・ 各地域で実施する地域の日本語教育の質を確保する観点から、地方公共団体などの参考となる地域日本語教育に関するガイドラインの作成について検討するとともに、地域日本語教育における「日本語教育の参照枠」を活用した日本語指導が受けられる機会の拡充を進める。
- ・ 国内外において、また、ライフコースの全体を通じて、外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、国の各種制度や日本語能力の判定試験等において外国人の日本語能力等に関する共通尺度として「日本語教育の参照枠」を活用するとともに、日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」に基づくカリキュラム作成や評価等の実施を促進する。

外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

(令和8年1月23日 抜粋)

Ⅱ. 国民の安全・安心のための取組

2 外国人制度の適正化等について（３）日本語教育の充実 オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

i 現状と問題点

- ・ 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展等を背景として、日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図るとともに、その社会的地位の向上を図ることが必要。

iii 速やかに実施する施策

- ・ 登録日本語教員等の継続的な指導力向上を図り、多様な日本語学習ニーズに対応できるようにするため、日本語教師としての役割・段階や、日本語学習者の属性等に沿った指導に関する研修の充実を図る。
- ・ 今後大幅な増加が必要とされる、登録日本語教員など専門性を有する日本語教育人材の確保を図るため、日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備するとともに、登録日本語教員の学校現場での活用などを見据えた教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す課程等、特色ある養成課程の展開を図る。
- ・ 認定日本語教育機関についての多言語情報発信など、日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「日本語教育機関認定法ポータル」について、令和7年度中を目途に登録日本語教員の情報発信機能を実装し、日本語教育人材のニーズ増加等を踏まえた登録日本語教員のマッチングを促進する。
- ・ 増加する日本語教育ニーズに対応する登録日本語教員の確保の必要性を踏まえ、日本語教員試験のC B T化に向けた試行試験を実施し、受験機会の拡大等に向けた検討を進める。

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育（登録日本語教員の学校への配置）など、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討するとともに、登録日本語教員の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

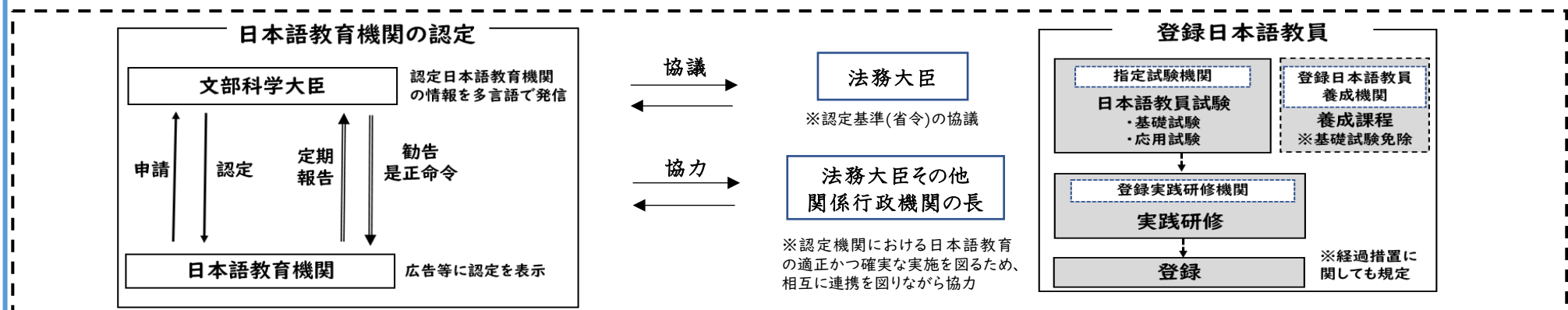
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

2 日本語教育の関連制度

認定日本語教育機関について

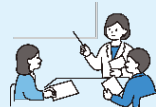


日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。

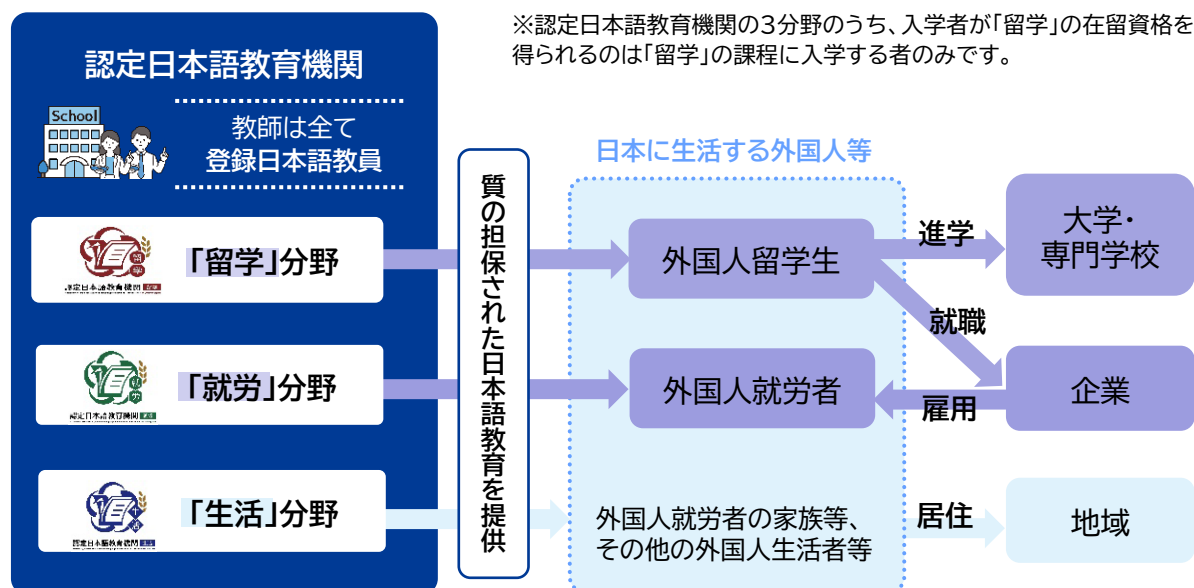


また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ



「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動(「聞く」「読む」「話す(やり取り、発表)」「書く」)や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」は
こちらから



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

 法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

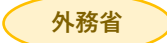
 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

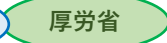
 文科省

 外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

 法務省

 厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

 文科省

 法務省

 厚労省

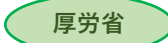
- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

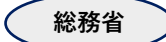
- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

 法務省

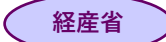
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

 厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

 総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

 経産省

登録日本語教員制度の概要



国家資格「登録日本語教員」への期待

日本語教員試験
日本語教育を行うために必要な
知識及び技能を判定する試験

合格



実践研修
日本語学習者を対象とした教育実践
経験を通して日本語教育を行うために
必要な実践的な技術を習得

修了



登録・申請

登録日本語教員



<キャリア形成>

- 日本語教育機関における
 - ・研修体制の構築
 - ・研修支援
 - ・多様な職位の設定
 - 自律的、継続的な研究と修養
 - 専門職ネットワークの構築による
 - ・日本語教育のノウハウの共有
- など

<活躍の場>

認定日本語教育機関
(留学・就労・生活)

小・中・高等学校
(指導補助または指導)

認定日本語教育機関以外の
日本語教育を行う機関やサービス
(就労者、生活者、難民・避難民等)

海外における日本語教育を
行う機関・サービス等

<担う役割>

- ・ 日本語の授業の実施
 - ・ 学習者の能力や学習成果の評価
 - ・ 授業科目の設定やシラバス作成
 - ・ 教育課程の企画・編成や実施
 - ・ 日本語教育関係機関等との連携・コーディネート
 - ・ 日本語教員・コーディネーターの養成
- など

<発揮する専門性>

- ・ 学習者の特性や状況、学習ニーズを踏まえた教授法・教材の選択・開発
 - ・ 「日本語教育の参照枠」に基づいた学習者の日本語能力の評価
 - ・ 学習者の社会参加を促進するための教室活動のデザイン
 - ・ ICT等の多様なツール、リソースを活用した教育実践
 - ・ 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者への理解や尊重の態度
 - ・ 日本語教師等の育成指導
- など

日本語教育機関認定法の施行状況について

◆ 認定日本語教育機関の認定結果

令和6年度	認定	41機関	(申請機関数	120機関)
令和7年度(第1回)	認定	23機関	(申請機関数	74機関)

◆ 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果

登録実践研修機関

令和6年度	登録	54機関	(申請機関数	63機関)
令和7年度(第1回)	登録	20機関	(申請機関数	24機関)

登録日本語教員養成機関

令和6年度	登録	64機関	(申請機関数	76機関)
令和7年度(第1回)	登録	22機関	(申請機関数	29機関)

◆ 日本語教員試験の結果

令和6年度	受験者数	17,655名	合格者数	11,051名	(合格率 62.6%)
令和7年度	受験者数	17,597名	合格者数	11,876名	(合格率 67.5%)

◆ 登録日本語教員の登録状況(令和8年2月13日現在)

登録者数 12,447人

3 日本語教育予算額案等

外国人等に対する日本語教育の推進

令和8年度予算額（案） 1,587百万円
（前年度予算額 1,598百万円）
令和7年度補正予算額 350百万円



文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和6年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者も令和6年で約29万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1

展開・学習機会の確保

日本語教育の全国的展開

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

615百万円(550百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するため以下を実施。

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

–地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置

–域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施

・自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及

②日本語教室空白地域解消の推進強化

131百万円(147百万円)

日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し以下を実施。

・地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等実施

日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けた支援を実施。

・日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供

ICTを活用し、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材の開発・提供、「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。

2

向上等

日本語教育の質の向上

①日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業(新規)

232百万円(令和7年度補正予算額)

就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

212百万円(229百万円)

30百万円(令和7年度補正予算額)

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行

・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開

条約難民等に対する日本語教育

236百万円(236百万円)

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

③省庁連携日本語教育基盤整備事業等

8百万円(9百万円)

日本語教育を推進するため、以下を実施。

・日本語教育推進関係者会議の開催

・日本語教育大会の開催

・日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

④日本語教育に関する調査及び調査研究

16百万円(17百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

⑤日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費

369百万円(392百万円)

88百万円(令和7年度補正予算額)

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

日本語教育機関の審査等、日本語教員試験の実施・改善、日本語教員試験の免除を受けるための講習の実施、日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用保守

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増
（日本語教育環境の整備）

中期アウトカム（成果目標）

- 日本語学習者の増
（日本語教育環境の整備）

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

615百万円
550百万円



背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

1 企画評価会議の実施 6百万円（6百万円）

2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】578百万円（513百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：59件（53件）

補助率：2分の1

※（2）◇ i・ii を実施する事業者には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

<取組事例>

- 複数市町村による連携促進
- オンラインによる広域的な日本語教育等

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

i「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

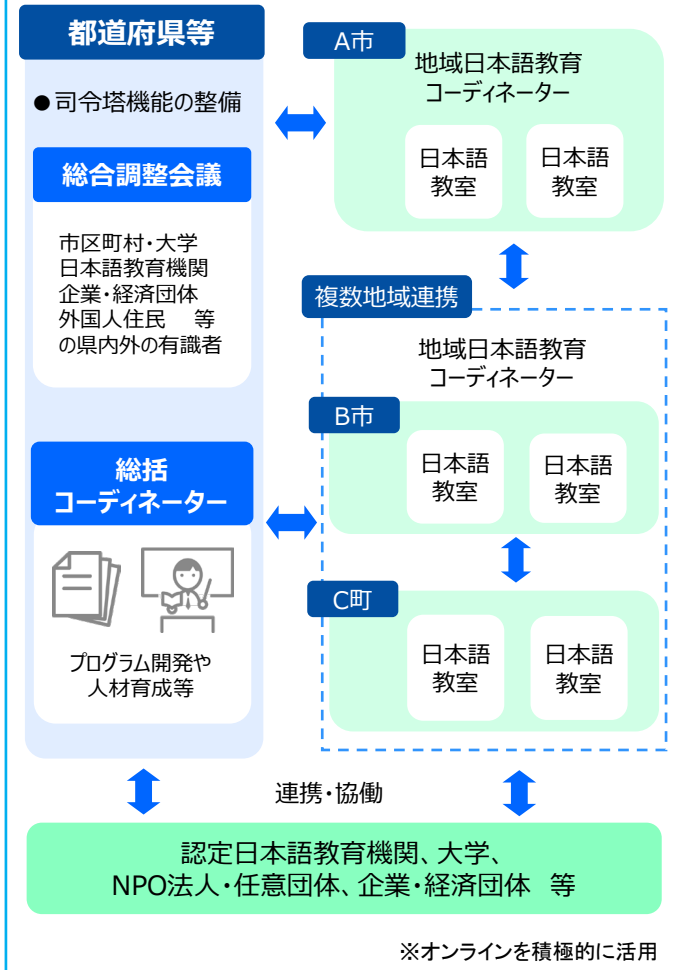
（3）都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- 市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ



アウトプット（活動目標）

- 都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

- 各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

都道府県 42団体

政令指定都市 16団体

【対象】都道府県47・指定都市20
【採択】合計58(うち、補助率調整7)

- | | | |
|---------|--------|------------|
| ・北海道 | ・三重県 | ・仙台市 |
| ・岩手県 | ・滋賀県 | ・さいたま市 |
| ・宮城県 | ・京都府 | ・千葉市 * |
| ・秋田県【新】 | ・大阪府 | ・横浜市 |
| ・山形県 | ・兵庫県 | ・川崎市 |
| ・福島県【新】 | ・奈良県 | ・静岡市国際交流協会 |
| ・茨城県 | ・和歌山県 | ・浜松市 * |
| ・栃木県 | ・鳥取県 * | ・名古屋市 |
| ・群馬県 | ・島根県 * | ・京都市国際交流協会 |
| ・埼玉県 * | ・岡山県 | ・大阪市 |
| ・千葉県 | ・広島県 | ・神戸市 |
| ・東京都 | ・山口県 | ・岡山市 |
| ・神奈川県 | ・徳島県 | ・広島市 |
| ・新潟県 | ・香川県 | ・北九州国際交流協会 |
| ・富山県 | ・愛媛県 | ・福岡市 |
| ・石川県 | ・高知県 | ・熊本市 * |
| ・山梨県 * | ・福岡県 | |
| ・長野県 | ・佐賀県 | |
| ・岐阜県 | ・長崎県 | |
| ・静岡県 | ・大分県 | |
| ・愛知県 | ・宮崎県 | |

*「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行を計画に含む団体(補助率を3分の2に調整)



【参考】 過去の実施団体

令和6年度	57
令和5年度	54
令和4年度	48
令和3年度	42
令和2年度	35
令和元年度	17

○相模原市:神奈川県の間接補助事業として実施予定
○以下の団体は過去に実施実績があるが、現在は自立して運営
・青森県:令和6年度実施
・沖縄県国際交流・人材育成財団:令和3年度、令和4年度実施

「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。
日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
このような状況を踏まえ、本報告は、
 - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする
学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

国・都道府県・市町村の役割分担

「地域における日本語教育の在り方について」（報告） 文化審議会国語分科会 令和4年11月29日

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う
市区町村	都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

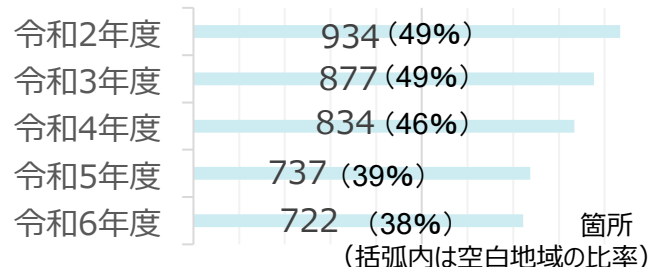
令和8年度予算額（案） 131百万円
（前年度予算額） 147百万円



現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下「空白地域」という。）は722である（令和6年11月現在）。その地域に在住する外国人数は170,455人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

空白地域の数の推移



出典：文部科学省「日本語教育実態調査 令和6年度報告」（令和7年10月）

事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム、 セミナー・研究協議会の実施【33百万円（45百万円）】

①地域日本語スタートアッププログラム

日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームによる支援を行う。件数：10件

②空白地域解消推進セミナー

日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催

③日本語教室開設に向けた研究協議会

域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

2 ICT教材の開発・提供【99百万円（102百万円）】

日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）

地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図る。

▼ アドバイザー派遣の支援

- ・地域日本語教育プログラムの開発
- ・施策立案への助言
- ・関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる
3年支援

地方公共団体による取組

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

▼ 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）

- ・3レベルの動画教材（50シーン、約200動画）
- ・対応言語 20言語（令和7年度末）
中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、シンハラ語、ベンガル語、日本語



アウトプット（活動目標）

- ・日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- ・空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

短期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援による日本語教室の開設

中期アウトカム（成果目標）

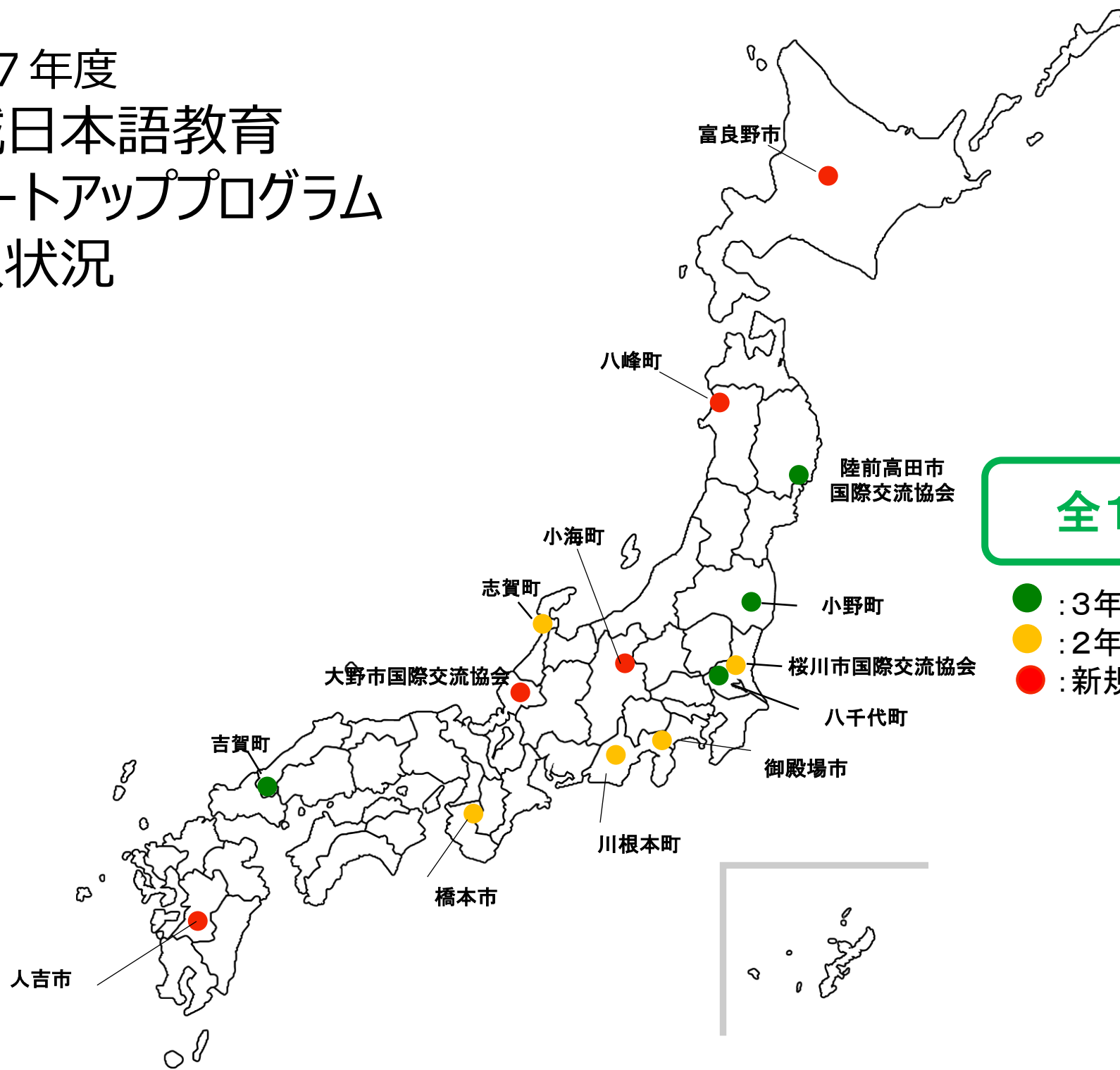
- ・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- ・在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）24

令和7年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 採択状況





文部科学省

TSUNAHIRO

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがるにほんごでの暮らし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)



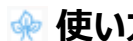
内容

- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 <全20言語>

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、フランス語、シンハラ語、ベンガル語、日本語



使い方ガイドブック等の作成 活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績

<令和6年度>

約360万アクセス

<令和5年度>

約216万アクセス



登録日本語教員に関する情報の公開について

日本語教育人材の二-fold増加を踏まえ日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「**日本語教育機関認定法ポータル**」において、令和8年2月より**登録日本語教員の情報発信機能**を実装。**登録日本語教員と日本語教育機関等のマッチングを促進**

日本語教育機関認定法ポータル



登録日本語教員自身の希望により氏名やキャリア等の情報をポータルサイトに公開

ポータルサイトに掲載された登録日本語教員の情報を閲覧し雇用に関する問い合わせや各種依頼が可能

○ 公開項目（主なもの）

氏名 職歴

希望勤務地、希望勤務機関、希望雇用形態

日本語教育に関する経験
・教育課程編成
・クラス担任
・進路指導 等

研修履歴

登録日本語教員

情報公開



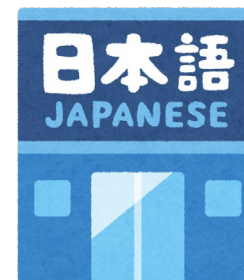
連絡（問い合わせ）

マッチング

返信※以降個別にやりとり

日本語教育機関
自治体 企業等

閲覧
（条件検索可）



公開情報を閲覧後、
・法人名
・担当者名
・連絡先（電話・メール）
・問い合わせ内容 等
を登録日本語教員へ連絡

情報公開機能の使い方

以下の画面からご利用いただけますので画面の案内に従って操作してください。

登録日本語教員

※登録日本語教員として登録された方のみ利用できます。
(登録証が発行されていることを御確認ください。)

ポータルサイトにログイン後、申請・届出マイページの「情報公開（任意）ページへ」ボタンをクリックしてください。

※遷移した画面に掲載されている操作マニュアルも参照の上、登録して下さい。

日本語教育機関認定法ポータル

Language ② このサイトについて ③ 文部科学省

認定日本語教育機関案内 登録実施研修機関・登録日本語教員養成機関案内 登録日本語教員案内 申請・届出

メッセージ ログアウト

申請・届出マイページ

- 登録日本語教員の申請・届出の手続きは、下の「申請・届出ページへ」のボタンをクリックしてください。
- 登録日本語教員登録証を発行済の方は、本ポータルに、御自身の任意情報を公開することができます。情報公開の手続きは、以下の「情報公開（任意）ページへ」のボタンをクリックしてください。
- アカウント情報の変更を希望する場合は、下の「アカウント情報を変更する」のボタンをクリックしてください。

登録日本語教員

審査状況 2025年9月29日 申請情報送信済です。

申請・届出ページへ >

情報公開（任意）ページへ >

日本語教育機関・自治体・企業等

※個人の利用はご遠慮ください。

ポータルサイトトップの「登録日本語教員案内」をクリックしてください。

日本語教育機関認定法ポータル

Language ② このサイトについて ③ 文部科学省

認定日本語教育機関案内 登録実施研修機関・登録日本語教員養成機関案内 登録日本語教員案内 申請・届出

このサイトは、日本語を学びたい方、日本語教育機関（日本語学校）を探したい方、国家資格をもった日本語教員を目指したい方をはじめとした、すべての日本語教育関係者のための情報掲載サイトです。

お知らせ

2025.12.05 【よくあるお問い合わせ】を更新しました。ポータルへのログインや二要素認証が手帳通りにできなくなった場合などに御参照ください（登録日本語教員の登録申請等関係）。

文部科学省「日本語教育 note」について

2025年から文部科学省日本語教育課でnoteの運用を開始。

日本語教育に関する施策や動画など、認定日本語教育機関や登録日本語教員の制度を踏まえた様々な情報を発信。

日本語教育note

日本語教育note

文部科学省 | 日本語教育note

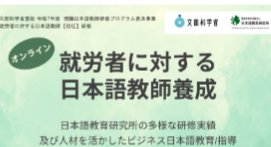
本noteでは、日本語教育に関する施策や動画等のコンテンツ、日本語教育に関わる人などについて、様々な角度からお届けします。令和6年4月から始まった認定日本語教育機関や登録日本語教員の制度を踏まえ、外国人等に対する日本語教育について、様々な取組を実施していきます。

2 フォロー 310 フォロワー

フォロー中



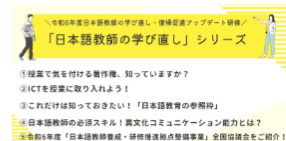
ホーム 記事 マガジン 月別



就労者に対する日本語教師【初任】研修 (NPO法人日本語教育研究所)【6/30締め切り】

文部科学省 | 日本語教育note 2日前

6



授業で気を付ける著作権、知っていますか？

現職日本語教師
研修プログラム普及事業

令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業を実施します！

文部科学省 | 日本語教育note 3日前

7



日本語教育基礎講座を開催します！
(福岡女子大学)【6/18締め切り】

日本語
教員試験

令和7年度

令和7年度日本語教員試験の試験案内を掲載しました。

文部科学省 | 日本語教育note 6日前

14

文部科学省委託「令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修 受講者募集開始（7/10締切）

21

文部科学省 | 日本語教育note
2025年6月23日 09:26

文部科学省委託 令和7年度現職日本語教師研修プログラム普及事業

地域日本語教育コーディネーター研修

地域日本語教育
コーディネーター
コース

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進のためのコーディネーターコース

日本語教育
プログラム
デザインコース

詳しい実施・募集要項はこちらをご確認ください→
申込締切：令和7（2025）年7月10日（木）18時必着
一般社団法人 多文化社会専門職機構